

7 福祉指二第 4 6 8 号
令和 7 年 9 月 2 9 日

居宅訪問型保育事業者 御中

東京都福祉局指導監査部長
西坂 啓之
(公印省略)

令和 7 年度認可外の居宅訪問型保育事業者（個人事業主）に対する集団指導の実施について（通知）

児童福祉法第 59 条第 1 項に基づき、下記のとおり集団指導を実施しますので、御協力をお願いします。
なお、児童福祉法に基づき実施する指導のため、正当な理由なく受講及び効果測定を提出しない事業者については、別途立入調査を行うことがありますことを申し添えます。

記

1 集団指導の対象

認可外の居宅訪問型保育事業者（個人事業主）

※「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日こ成保第 2 0 6 号こども家庭庁成育局長通知）第 2 の 3 （1）において、児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により**集団指導を年 1 回**以上行うこととされています。

2 集団指導の流れ

(1) 「指導検査 事業者ポータル」にメールアドレスが登録されている場合、集団指導受講案内のメールが届く。

「指導検査 事業者ポータル」（以下「本ポータル」という。）にメールアドレスを既に登録している場合、集団指導受講に関する下記件名のメールが送信されますので、本ポータルにログインしてください。

（送信予定：令和 7 年 1 0 月 1 5 日）

件名：【東京都福祉局】令和 7 年度認可外の居宅訪問型保育事業者（個人事業主）に対する集団指導を開始します

※本ポータルにメールアドレスが登録されていない場合、上記メールは届きません。メールが届かない場合は、以下のとおり、メールアドレスのご登録をお願いします。

※昨年度以前に集団指導を受講した場合は、メールアドレスが登録されておりますので、追加のご登録は不要です。

※（1）のメールが届かない場合

「指導検査 事業者ポータル」にメールアドレスが登録されていないため、以下の登録フォーム URL 又は QR コードからメールアドレス等のご登録をお願いします。

（ホームページ上では、この点線枠内部分を非公開としております。）

※対象事業者宛に送付した実施通知には、この部分に回答フォームの URL 又は QR コードが記載されておりますので、そちらをご参照ください。

登録してから概ね 1 ～ 2 週間程度で、初めに下記のメールが届きます。

件名：【東京都福祉局】指導検査 事業者ポータルの登録について

こちらのメールに記載されたリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いします。

その後、下記のメールが届きます。

件名：【東京都福祉局】令和7年度認可外の居宅訪問型保育事業者（個人事業主）に対する集団指導を開始します

こちらのメールが届きましたら、ログインした上で集団指導を受講してください。

※集団指導の終了予定日まで余裕をもってメールアドレス等を登録するようお願いします。
(できる限り11月中旬までにご登録ください。)

(2) **集団指導動画を視聴する。**

本ポータルにログインし、集団指導の動画を視聴してください。

(3) **効果測定を受ける。**

(2)の動画視聴後、「効果測定を実施」ボタンを押し、効果測定を受けてください。

※ 効果測定で全問正解しないと次の操作に進めません。不正解があった場合には、もう一度効果測定をやり直してください。

(4) **必要書類を提出（アップロード）する。**

提出が必要な書類とは、

① 居宅訪問型保育事業者として必要な資格証（保育士証、看護師免許証、全国保育サービス協会認定ベビーシッター証）又は資格に代わる研修（居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コースに限る）、家庭的保育基礎研修、公益社団法人全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及び現任研修）の修了証等いずれかの写し

② 保育に従事する者の質向上に関する研修を受講したことがわかる資料の写し

③ 救命講習（実技講習を伴うもの）を受講したことがわかる資料の写し

上記①から③までの書類を本ポータルに提出（アップロード）してください。

(1) から (4) までは、必ず令和7年12月19日（金曜日）までに実施してください。

(5) **集団指導の結果通知が届く。**

(4)にて提出された書類を都が審査した後、事業者へ集団指導の結果を通知します。

(令和8年2月頃)

指摘事項がない事業者は、この時点で集団指導終了です。

(6) **改善状況報告書を提出する。**

(5)の結果通知において指摘事項があった場合、期限（結果通知に記載されます）までに改善状況報告書を本ポータルに提出（アップロード）する。

※書類不備等で追加提出をお願いする場合があります。その場合には、都から事業者へ個別に連絡いたします。

受講方法等の詳細については東京都福祉局ホームページ「集団指導（認可外の居宅訪問型保育事業者（個人事業主））（ベビーシッター）」に掲載しておりますので、以下のURLよりご参照ください。

【URL】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/kyotaku>

※「居宅訪問型保育事業者（個人事業主）集団指導 受講マニュアル」をご覧ください。

3 集団指導の受講期間（上記2（1）から（4）まで）

令和7年10月15日（水曜日）から同年12月19日（金曜日）まで（予定）

※ 受講期間の始期は変更する可能性があります。

4 令和6年度集団指導について

令和7年度集団指導の開催に伴い、令和6年度集団指導での改善報告が未了の方についても、令和6年度集団指導は終了とします。ただし、未改善事項については、令和7年度集団指導にて確認しますので、引き続き改善に向けて取り組んでいただきますようお願いします。

(担当)

東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階南側

電話：03-5320-4055（直通）

メールアドレス：S1140303@section.metro.tokyo.jp

受付時間：月～金 午前9時から正午まで・午後1時から午後5時45分まで